

白井市障害者計画 2026-2032

令和8年 3 月

白井市

目次

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画の策定、趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	6
3 計画の期間	7
4 計画策定の体制	7
第2章 障がいのある人の現状	8
1 障がいのある人等の状況	8
(1)手帳所持者の状況	8
(2)難病等疾患患者数の状況	9
(3)障害支援区分認定の状況	10
(4)千葉県との比較(令和6年3月末時点)	10
2 前計画の評価	12
3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点	14
(1)アンケート調査の概要	14
(2)ヒアリング調査の概要	14
(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ	16
4 障がい種別、年齢別で特に留意すべき課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の目標像	25
2 計画の基本方針	26
《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進	26
《基本方針2》社会参加の支援・促進	27
《基本方針3》快適で人にやさしいまちづくりの推進	28
3 計画の体系	30
4 重点施策	32
(1)白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実	32
(2)交流や理解、意見交換のための活動の支援	32
(3)障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり	32
5 成果指標	33
第4章 具体的な取り組みの内容(基本計画)	35
1 地域での自立生活への支援の推進	35
(1)相談体制の充実	35
(2)情報提供手段の充実	38
(3)権利擁護体制の充実	41
(4)交流や理解、意見交換が行える地域づくり	43
(5)福祉サービスの充実と福祉人材の確保	45

(6)保健・医療サービスの充実	47
2 社会参加の支援・促進	50
(1)障がい児の保育・教育の充実	50
(2)就労の支援・促進.....	52
(3)各種活動の支援・促進.....	54
(4)文化・芸術・スポーツの振興	55
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	57
(1)福祉活動の促進	57
(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進.....	58
(3)防犯・防災等対策の推進.....	60
5章 計画の推進と進行管理	62
1 推進・進行管理	62
(1)PDCAサイクルに基づく進行管理	62
(2)計画の推進体制.....	62
資料編.....	66
1 用語の説明.....	66
2 白井市附属機関条例	70
3 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿	72
4 白井市障害者計画等策定検討委員会設置要綱	73
5 策定経過	74

《「障害」の「害」の字の表記について》

本市では、「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合を除いて「障がいのある人」と表現しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の策定、趣旨

本市では、平成9年3月に「白井町障害者計画」を初めて策定しました。平成14年には同計画の中間見直しを行い、平成19年3月には障害者自立支援法の施行により市町村障害福祉計画の策定が義務化されたため、従来の障害者基本法に基づく障害者計画と一体となった白井市障害福祉プラン(白井市障害者計画・第1期障害福祉計画)を新たに策定しました。

その後、平成24年には、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律*1が施行され、平成25年には、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*2に改正施行、平成26年には、障害者権利条約の批准や、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律*3が施行されるなど、障がい者福祉施策が大きな転換期に来たことを踏まえ、平成28年3月に「白井市障害者計画2016-2025」を策定しました。

さらに、同計画については、令和2年度に障害福祉に関連する社会情勢の変化や、障がいのある人の人数増加等に対応するため、中間見直し版を策定しました。

このたび、前計画が令和7年度をもって終了することから、近年の障害のある人を取り巻く状況の変化と障害福祉施策等の動向を踏まえ、令和8年を初年度とする「白井市障害者計画2026-2032」を策定します。

*1 以下「障害者虐待防止法」と記載します。

*2 以下「障害者総合支援法」と記載します

*3 以下「障害者差別解消法」と記載します。

表 白井市障害者計画の策定経過

年月	計画名	概要	備考
平成9年 3月	白井町障害者計画－ 理解と参加による社会 づくりをめざして－	基本理念は「誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現」	白井市(町)で初めての障害者計画
平成14年	白井市障害者計画(中間見直し)	「白井町障害者計画」の中間見直し(平成13年4月1日に市制施行)	
平成19年 3月	白井市障害福祉プラン (白井市障害者計画・ 第1期障害福祉計画)	障害者自立支援法で新たに策定が義務づけられた市町村障害福祉計画(第1期)を含む計画	支援費制度(平成15年～)、障害者自立支援法に基づく3障がい(身体、知的、精神)が一元のサービス体系に移行(平成18年～)
平成27年 3月	白井市障害者計画 2016-2025	白井市障害福祉プランのうち、障害者基本法に基づく障害者計画に係る部分の改定	平成24年 障害者虐待防止法 平成25年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成25年6月 障害者差別解消法 平成26年1月 障害者権利条約の批准
令和3年 3月	白井市障害者計画 2016-2025(見直し 版の策定)	白井市障害者計画 2016-2025の中間見直しとして策定	

表 近年の障がい者施策の動向

年	動向	主な内容
平成 24 年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の施行	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置や、養護者に対する支援のための措置等を定めている。
平成 25 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の施行	障害者自立支援法に代わり制定された。障がいの対象に難病が加わった他、各自治体が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じた柔軟な形態で効率的・効果的に行う事業として、「地域生活支援事業」が位置づけられた。
平成 26 年	障害者権利条約の批准	各種障がいに関する法律の整備が進んだため、平成 25 年 12 月に障害者権利条約の締結が国会で承認され、平成 26 年1月に障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、条約の締結国となった。
平成 28 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行	障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てられることなく、共生する社会の実現を目的とし、行政機関や事業者に対し、障がい者への「不当な差別的取り扱い」を禁止するとともに、障がい者の要望に基づき、「合理的配慮の提供」を行うことが定められた。
平成 30 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行	障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等を図るものとして施行された。
令和3年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(社会福祉法の改正)の施行	「包括的な相談体制の整備」が位置づけられ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築支援や、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進などが定められた。
令和5年	こども家庭庁の発足	「こどもまんなか社会*」の実現に向けた政府の司令塔として、こどもにまつわる行政の担当を一本化し、幼児期までの健やかな成長のための環境づくりや、子育て家庭への支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する行政機関として設立された。同年 12 月には、少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を束ねた「こども大綱」が策定された。

年	動向	主な内容
令和5年	こども基本法の施行	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映等について定めるために施行された。
	地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行	認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会「共生社会」の実現の推進を目的に施行された。同法に基づき、自治体では、認知症施策推進基本計画の策定が定められた。
令和6年	改正住宅要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行	住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を整備するため、居住サポート住宅の認定制度等が定められた。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行	障がい者等の地域生活の支援体制の充実、及び障がい者の就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者のニーズに対応した支援などが位置づけられた。
	孤独・孤立対策推進法の施行	日常生活や社会生活において孤独を感じている人や、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等に関する取り組みについて定められた。
令和7年	高次脳機能障害者支援法の成立	高次脳機能障害への理解の促進と、高次脳機能障害の自立及び社会参加のための生活支援にわたる支援を切れ目なく受け入れられるようにするため、令和7年12月に成立、令和8年4月から施行予定。

2 計画の性格と位置づけ

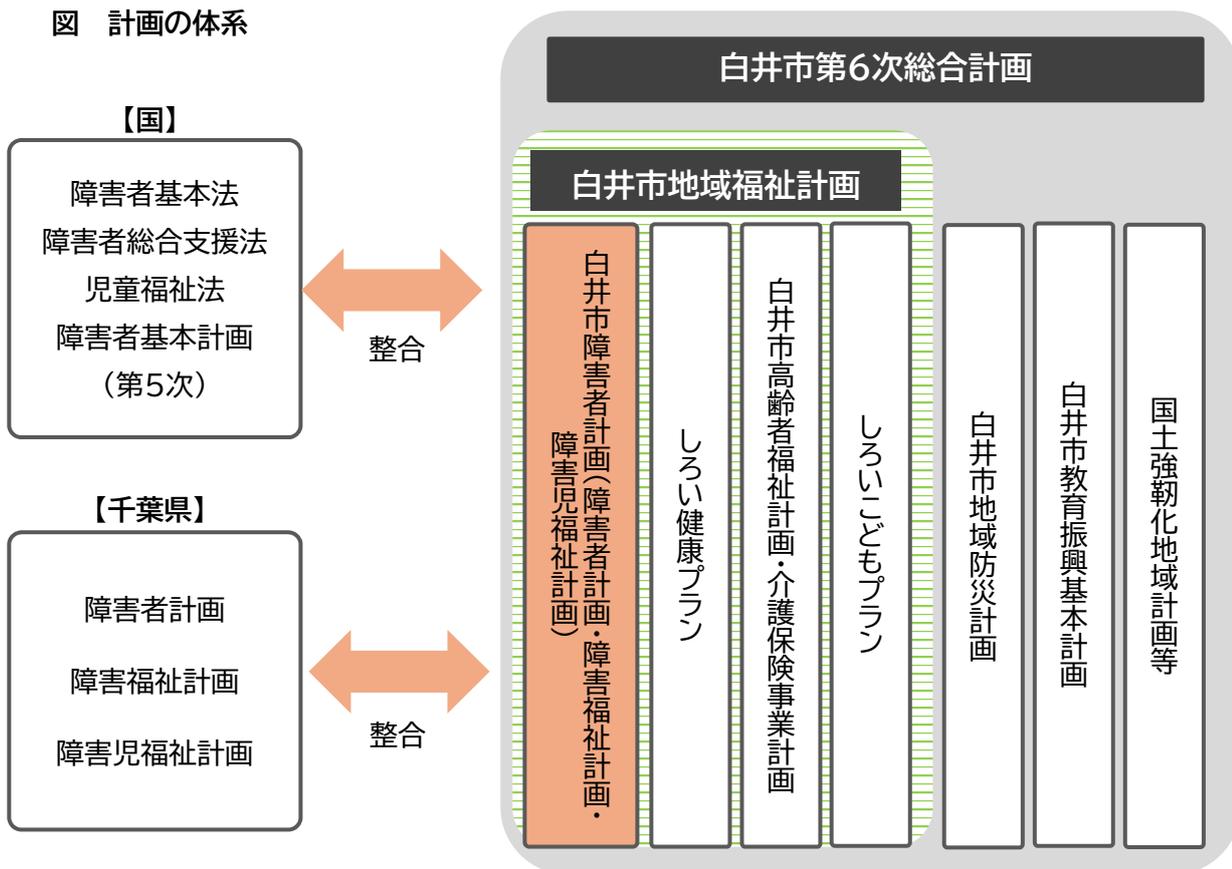
◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。

※障害者基本法第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

白井市第6次総合計画(前期基本計画の期間:令和8~12年度)及び白井市地域福祉計画の個別計画として策定します。

また、国の障害者基本計画に位置づけられた6つの横断的視点、11の基本的な方向をはじめとして、千葉県障害者計画や、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画など、本市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

図 計画の体系



【参考】 〈障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画〉

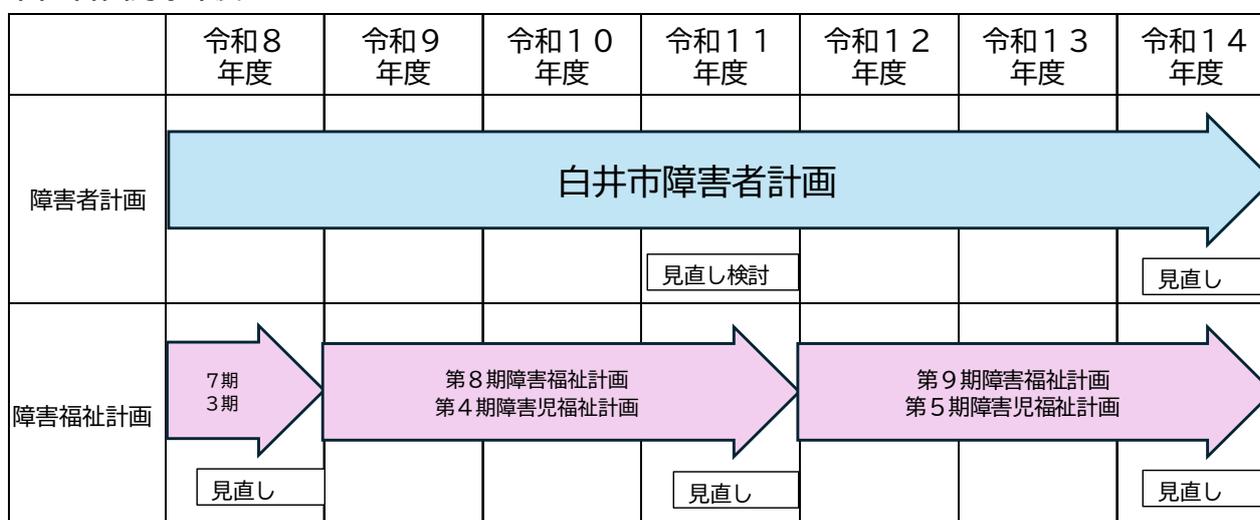
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条） 児童福祉法（第33条の20）
主な内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める。	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意。	3年を1期

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。「白井市障害福祉計画・障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

また、評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。ただし、本計画期間中に、関係法令の抜本的な改正その他の重大な状況変化が生じ、それに応じて緊急の計画変更が必要となった場合には、白井市障害者計画等策定委員会（同委員会が設置されていないときは白井市地域自立支援協議会）の意見を聴いた上で必要最低限の変更を行うものとしてします。

図 計画対象年度



4 計画策定の体制

本計画策定に当たっては、策定委員会や庁内の検討組織を設置して検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、障がいのある人をはじめ市民の意見等を幅広く把握するため、アンケート調査や障がい者団体等へのヒアリング等を実施することで、課題の把握に努めました。

第 2 章 障がいのある人の現状

1 障がいのある人等の状況

(1) 手帳所持者の状況

本市の令和6年における障害者手帳交付状況は、身体障害者手帳が 1,705人で、総人口62,364人(住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ2.7%、療育手帳(知的障がい)が495人で総人口のおよそ0.8%、精神障害者保健福祉手帳が609人で総人口のおよそ1.0%となっています。また、自立支援医療制度(精神通院)*の利用者は1,073人で総人口のおよそ1.7%となっています。

なお、知的障がい及び精神障がいのある人の手帳所持者数は増加傾向です。

(身体障害者手帳数については、令和5年度に死亡等の職権一括削除による調整を行っています。)

■障がい者(児)数の推移 ～障害者手帳所持者数～ (単位：人)

	身体障がい者総数	視 覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢 体不自由	内 部障がい	知的障がい者総数	精神障がい者総数(手帳所持者)
令和2年度	1,660	93	134	25	800	608	400	434
令和3年度	1,706	92	141	24	810	639	414	499
令和4年度	1,753	98	149	22	827	657	450	532
令和5年度	1,686	98	141	18	779	650	473	563
令和6年度	1,705	101	147	22	775	660	495	609

資料：白井市障害福祉課

■障がい者(児)数 ～種類・程度別内訳～ 令和6年度 (単位：人)

●身体障がい

級 別	人 数	比 率
1 級	608	35.7%
2 級	248	14.5%
3 級	223	13.1%
4 級	440	25.8%
5 級	83	4.9%
6 級	103	6.0%
合 計	1,705	100.0%
(うち障がい児)	41	2.4%

年 代	人 数	比 率
18歳未満	41	2.4%
18歳以上40歳未満	108	6.3%
40歳以上65歳未満	384	22.5%
65歳以上	1,172	68.7%
合 計	1,705	100.0%

資料：白井市障害福祉課

身体障害者手帳の等級を見ると、1級が全体の35.7%を占めており、最も高くなっています。また、年齢別では65歳以上の比率が68.7%と最も高くなっています。

●知的障がい

	軽度	中度	重度	合計	比率
18歳未満	96	33	42	171	34.5%
18歳以上65歳未満	111	83	119	313	63.2%
65歳以上	2	2	7	11	2.2%
合計	209	118	168	495	100.0%
比率	42.2%	23.8%	33.9%	100.0%	

資料：白井市障害福祉課
(令和6年度末現在)

療育手帳所持者の手帳の程度は、軽度が42.2%と最も高くなっています。また、年齢別では18歳以上65歳未満が63.2%と最も高くなっています。

●精神障がい等

自立支援 医療	精神障害者保健福祉手帳所持者							
	1級	2級	3級	総数	20歳未満	20歳以上 65歳未満	65歳以上	総数
1,073	65	372	172	609	26	515	68	609
-	10.7%	61.1%	28.2%	100.0%	4.3%	84.6%	11.2%	100.0%

資料：白井市障害福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者の程度は、2級が61.1%と最も高くなっています。また、年齢別では20歳以上65歳未満が84.6%となっています。

(2) 難病等患者数の状況

本市で把握している令和6年度における難病等患者数は、特定医療費(指定難病)*の受給者証所持者が448人、また、小児慢性特定疾病医療費の受給者証所持者が42人です。

特定医療費(指定難病)の受給者数は増加傾向であり、小児慢性特定疾病医療費*の受給者数はやや減少傾向となっています。

■「難病等受給者証」所持者数

	所持者数(人)	うち「小児慢性特定疾患医療」(人)
令和2年度	405	62
令和3年度	377	51
令和4年度	410	51
令和5年度	437	49
令和6年度	448	42

資料：印旛保健所事業年報

(3) 障害支援区分認定の状況

障害支援区分の認定者数は、増加しており、令和6年度では218人となっています。区分別では、いずれの年度も、最重度である「区分6」の人が最も多くなっています。

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
令和2年度	3	27	42	28	21	51	172
令和3年度	3	37	35	37	23	53	188
令和4年度	2	38	37	34	28	54	193
令和5年度	2	42	38	38	27	58	205
令和6年度	2	55	38	34	27	62	218

資料：白井市障害福祉課

(4) 千葉県との比較（令和6年3月末時点）

① 人口に占める身体障害者手帳の所有率

身体障害者手帳の所有率を見ると、本市は県全体と比較して、18～39歳の手帳所持率が0.94%となっており、千葉県全体の0.60%と比較して、0.34ポイント高くなっています。40歳以上及び全体の割合は県平均より低くなっています。

級数では、1級では40歳未満では県平均より高く、特に18～39歳では0.9ポイント高くなっています。

	合計				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.37%	0.60%	1.80%	7.23%	2.81%
白井市	0.39%	0.94%	1.72%	6.52%	2.69%
		↑	▼	▼	▼

	1級					2級					3級				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.20%	0.24%	0.69%	2.45%	1.00%	0.05%	0.11%	0.33%	0.93%	0.40%	0.05%	0.09%	0.22%	1.14%	0.42%
白井市	0.28%	0.33%	0.67%	2.17%	0.96%	0.02%	0.18%	0.35%	0.78%	0.38%	0.04%	0.12%	0.13%	0.99%	0.35%
	↑	↑		▼			↑		▼				▼	▼	▼

	4級					5級					6級				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.03%	0.09%	0.34%	2.02%	0.70%	0.01%	0.04%	0.11%	0.31%	0.13%	0.03%	0.04%	0.10%	0.38%	0.15%
白井市	0.02%	0.16%	0.33%	1.94%	0.70%	0.01%	0.08%	0.15%	0.24%	0.14%	0.04%	0.07%	0.09%	0.39%	0.16%
		↑		▼					▼						

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」

人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口

資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

② 身体障害者手帳の障がい別の所有率

障がい別の身体障害者手帳の所有率をみると、本市は県全体と比較して、18～39歳の聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由、39歳以下の内部障がいの割合が県平均より高くなっていますが、40歳以上の肢体不自由と65歳以上の内部障がいでは、県平均より低くなっています。

	視覚障がい					聴覚・平衡機能障がい					音声・言語・そしゃく機能障がい				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.01%	0.04%	0.12%	0.46%	0.18%	0.05%	0.08%	0.11%	0.56%	0.22%	0.00%	0.01%	0.03%	0.10%	0.04%
白井市	0.00%	0.05%	0.10%	0.39%	0.16%	0.04%	0.14%	0.11%	0.54%	0.22%	0.00%	0.01%	0.01%	0.08%	0.03%
				▼			↑								

	肢体不自由					内部障がい				
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
千葉県	0.23%	0.32%	0.92%	3.20%	1.31%	0.08%	0.16%	0.63%	2.91%	1.06%
白井市	0.23%	0.43%	0.87%	2.89%	1.24%	0.13%	0.31%	0.62%	2.62%	1.04%
		↑	▼	▼	▼	↑	↑		▼	

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」
 人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口
 資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

③ 療育手帳の所有率

療育手帳の所持率は、本市は県全体と比較して、18歳未満の障がいの程度が軽度または中度の人の所持率が高く、18歳未満の障がいの程度が重度の人と18歳以上の人は所持率が低くなっています。

	18歳未満				18歳以上				合計			
	軽度	中度	重度	計	軽度	中度	重度	計	軽度	中度	重度	計
千葉県	0.74%	0.31%	0.43%	1.48%	0.23%	0.18%	0.27%	0.67%	0.30%	0.20%	0.29%	0.80%
白井市	0.81%	0.37%	0.35%	1.52%	0.20%	0.15%	0.24%	0.59%	0.31%	0.19%	0.26%	0.75%
	↑	↑	▼					▼				▼

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」
 人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口
 資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

④ 精神障害者保健福祉手帳の所有率

精神障害者保健福祉手帳の所持率は、本市は県全体と比較して低く、特に2級、3級と合計で所持率が低くなっています。

また、自立支援医療費(精神通院医療)受給者数の受給者の比率も、県平均より低くなっています。

	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療
	1級	2級	3級	合計	
千葉県	0.12%	0.63%	0.34%	1.10%	1.78%
白井市	0.09%	0.55%	0.26%	0.90%	1.63%
		▼	▼	▼	▼

千葉県平均と比較して、0.5ポイント以上割合が高い場合は「↑」、0.5ポイント以上低い場合には「▼」
 人口は令和6年3月末の住民基本台帳人口
 資料：千葉県ホームページ 市町村ごとの障害者手帳所持者数(令和6年3月)より作成

2 前計画の評価

前計画の評価は、各事業等における実施項目に対して担当課等が自己評価を行い、施策の方向ごとに平均点を算出しています。

自己評価の配点は、満点が3点で、以下の4段階となっており、各事業単位で評価を行い、その上で「施策の方向」単位で平均点を求め、その結果を A、B、C、D の4段階で評価しました。

表 自己評価の配点表（満点：3点）

◎当初見込み以上の実績や成果があった：3点	△当初見込んでいた実績や成果に届かなかった：1点
○概ね当初見込みどおりの実績や成果だった：2点	×実績や成果が全くなかった：0点

表 自己評価平均点の評価基準

A：平均点が2点以上	C：平均点が1.0～1.5点未満
B：平均点が1.5～2点未満	D：平均点が1.0未満

その結果、合計で10項目の施策の方向の中で、A評価が5項目、B評価が5項目となっています。

表 前計画の評価結果（総括表）

*評価は、令和3～6年度の実績に基づき評価を実施しています。

基本 目標	施策の方向	施策	評価点					評価
			R3	R4	R5	R6	平均	
1 地域での自立生活への支援の推進	(1)相談体制・情報提供の充実	①相談体制の充実 ②情報提供の充実	1.82	1.93	1.80	1.80	1.82	B
	(2)権利擁護体制の充実	①権利擁護施策の推進 ②当事者参画の促進 ③選挙における配慮の実施 ④障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進	2.13	2.19	2.19	2.13	2.13	A
	(3)福祉サービスの充実と支援施設の整備	①指定障害福祉サービス等の充実 ②地域生活支援事業の充実	1.94	1.88	1.88	2.17	1.94	B
	(4)保健・医療サービスの充実	①早期発見・療育の体制の充実 ②保健サービスの充実 ③医療につなげる支援の充実	1.86	1.83	1.93	1.83	1.86	B
2 社会参加の支援・促進	(1)障がい児の保育・教育の充実	①早期療育・保育の充実 ②学校教育(特別支援教育)の推進 ③インクルーシブ教育システム*の推進 ④放課後対策の充実	2.41	2.36	2.45	2.45	2.41	A
	(2)就労の支援・促進	①一般就労の促進 ②福祉的就労の促進	2.13	2.11	2.14	2.14	2.13	A
	(3)各種活動の支援・促進	①外出、コミュニケーション支援施策の推進 ②スポーツ・文化芸術活動等の促進 ③当事者団体等の育成・支援	1.64	1.85	1.49	1.77	1.64	B
3 まちづくりの推進 快適で人にやさしい	(1)福祉活動の促進	①啓発活動の充実 ②ボランティア活動の促進	2.20	2.20	2.37	2.35	2.20	A
	(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	①外出環境の整備(福祉のまちづくり) ②住宅バリアフリーの促進	2.00	1.86	2.14	2.14	2.00	A
	(3)防災・防犯等対策の推進	①防災・防犯等対策の推進 ②消費生活相談の実施	1.77	1.71	1.71	1.92	1.77	B
平均点			1.99	1.99	2.01	2.07	1.99	B

3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点

(1) アンケート調査の概要

本市では、次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、生活の様子や考え方を把握し、計画策定や施策の推進に役立てるため、次のとおりアンケートを実施しました。

アンケートでは市民生活の状況や考え方をお聞きし、その結果を計画策定や施策の推進に活用しました。

表 市民アンケート調査の実施概要

区分	①身体障がい	②知的障がい	③精神障がい	④障がい児	⑤一般市民	⑥中学生
サンプル数 (票)	1,097	223	402	278	500	654
有効回収数 (票)	568 紙 503 Web 65	102 紙 76 Web 26	176 紙 125 Web 51	140 紙 78 Web 62	208 紙 143 Web 65	538
有効回収率 (%)	51.8%	45.7%	43.8%	50.4%	41.6%	82.3%
調査方法	郵送配布・回収（回収はweb回収を併用）					学校配布 Web回収
アンケート回収期間	令和6年12月23日(月)～令和7年1月17日(金)					令和7年 2月

(2) ヒアリング調査の概要

次期障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況や意見等について、アンケート調査では取得しにくい情報を収集するため、市内の障害福祉サービス事業所・障がい者関係団体等へのヒアリング調査を実施しました。

① 実施方法

ヒアリングシートを事前に各団体・事業所等に送付し、記入を依頼しました。対面聞き取り(ヒアリング)については、各団体・事業所等の希望に基づき実施しています。

なお、調査票には、本調査実施直前に本市で実施した「地域福祉計画策定のためのヒアリング調査」により意見をいただき、その内容で良い場合には、本調査票の回答は不要としたことで、団体や事業所の負担軽減を図っています。

② 対象団体

障がい者関係団体ヒアリング調査

項目	内容
調査対象	市内で活動している障がい者関係団体に、ヒアリングシートを配布しました。 また、その中で対面での聞き取り(ヒアリング)が可能と回答した団体を対象として、聞き取り(ヒアリング)調査を実施しました。
調査期間	令和7年3月19日から7月23日まで
調査方法	【ヒアリングシートの配布】郵送やメールにてヒアリングシートを配布・回収 【聞き取り(ヒアリング)】対面にて実施
配布数	15 団体
回収数	12 団体
回収率	80.0%

障がい者関係事業所ヒアリング調査

項目	内容
調査対象	市内の障がい者関係事業所に、ヒアリングシートを配布しました。 また、その中で対面での聞き取り(ヒアリング)が可能と回答した事業所を対象として、聞き取り(ヒアリング)調査を実施しました。
調査期間	令和7年3月19日から4月11日まで
調査方法	【ヒアリングシートの配布】郵送やメールにてヒアリングシートを配布・回収 【聞き取り(ヒアリング)】対面にて実施
配布数	42 事業所
回収数	22 事業所
回収率	52.4%

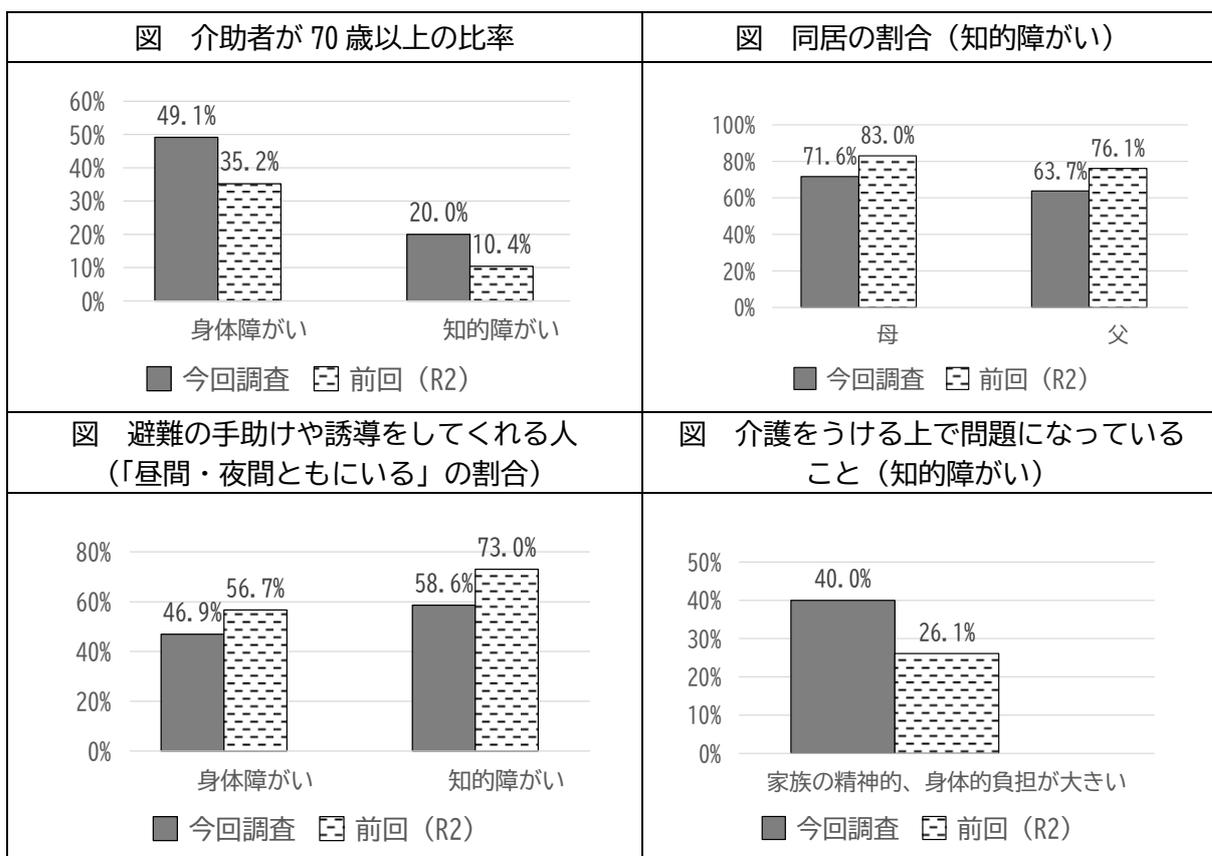
(3) アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ

アンケート及びヒアリング結果から、特に今回の調査の中で顕著となった内容を中心に、5項目にまとめました。

その1 介助する人の高齢化が進むことに対応した施策が必要です。

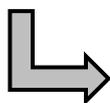
アンケート結果を見ると、介助する人の高齢化が進んでおり、特に身体、知的障がいのある人を介助する人で顕著な傾向となっています。特に知的障がいのある人は、父母と同居する人の割合が減っていることもあり、例えば災害時に身近に避難や誘導ができる人の割合が低下しています。

また、介助を行う家族の負担も大きくなっており、負担軽減が必要です。



(必要な施策)

- ・介助を行う家族等の高齢化が進んでも、障がいのある人が安心して住み続けられるような支援が必要です。
- ・ひとり暮らし等、その人の希望に応じた住まい方ができるようにすることが必要です。



基本方針2 (3) 各種活動への支援・促進に
②家族支援 を加えて反映

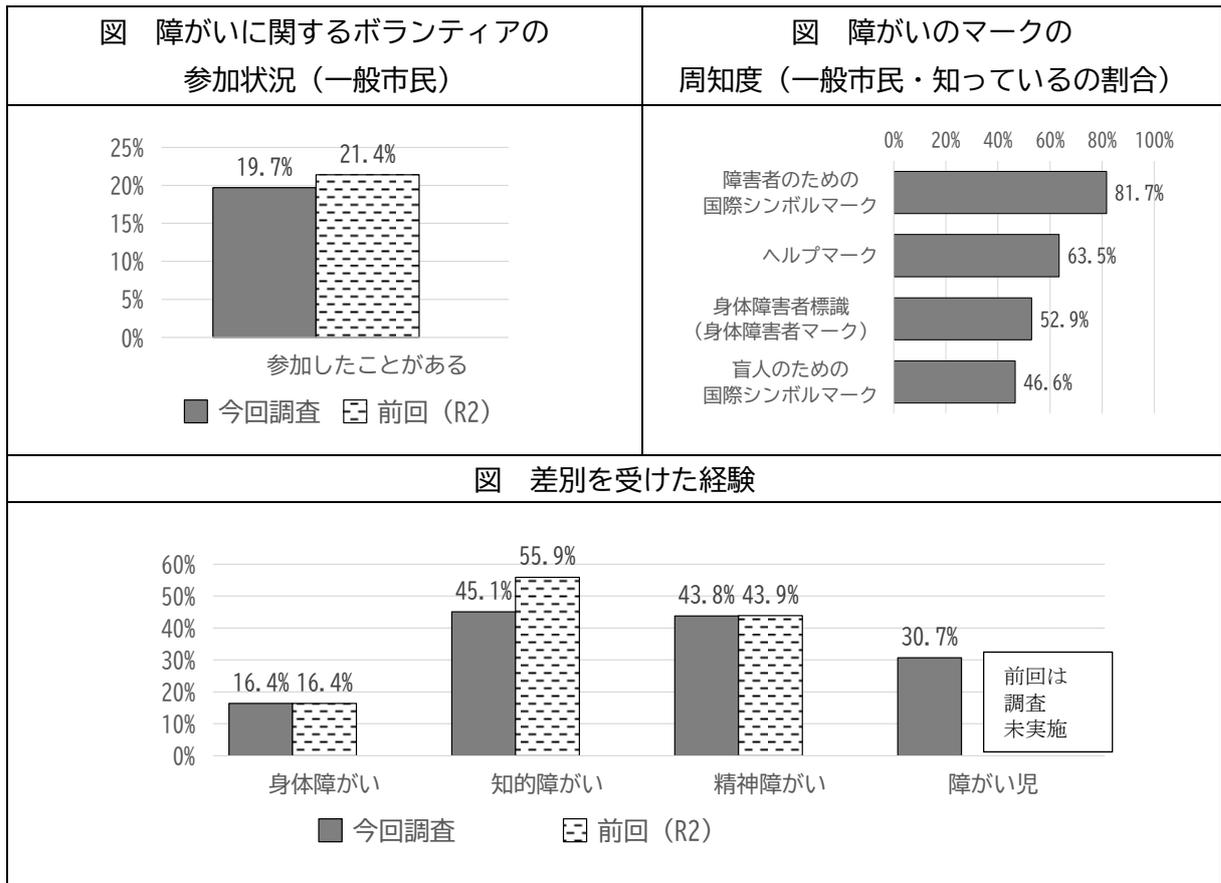
その2 障がいのない人が、障がい者のもっと知る環境を作ることが必要です。

アンケート結果を見ると、一般市民や中学生は障がい者との交流等は比較的積極的に行う傾向にあり、20～60歳代までの市民は半数以上、70代以上でも3割近い人が一緒に活動した経験があると回答しています。

一方、障がい者の制度やマークの周知度は、一部を除き低くなっています。

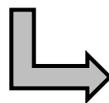
また、障がい者を支援する団体や人に対しての理解も進める必要があります。

アンケート結果を見ると、差別を受けたと回答する障がい者は、特に知的障がい、精神障がいが高くなっています。



（必要な施策）

- ・ 障がいのない人が、障がいなどについて学ぶ場が必要です。
- ・ 障がいのある人とない人が、交流する場が必要です。
- ・ 障がい者への差別がない社会の実現に向けた取組が必要です。



基本方針 1 (3) 権利擁護体制の充実
基本方針 3 (1) 福祉活動の促進

その3 障害福祉サービスの充実が必要です。

放課後等デイサービス、グループホームにおいて、特別なニーズに対応できる体制のある事業所の不足、ヘルパーの不足が指摘されており、入浴介助や身体介護をする人が不足する結果になっています。

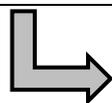
また、障がい児に対する相談支援事業所が不足しています。

障がい者関係団体ヒアリング調査からのご意見 (要望等が多いサービス、重要なサービス、利用が増えるサービス)
<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援、放課後等デイサービス・グループホーム・外出支援(免許の返納による。)・利用時間の延長や宿泊の希望が多くあるが、事業所単体での対応が難しい。
障がい者関係事業所ヒアリング調査 (ニーズは高いが、供給不足のサービスとその理由)
<ul style="list-style-type: none">・移動支援、行動援護、ショートステイ、グループホーム、同行援護については介護者の人材不足や、特別なニーズに対応できる体制のある事業所の不足が課題。ヘルパーが減少しており、職員の負担も大きく、確保が難しい。・特に入浴介助や排泄介助等、身体的な介助を必要とするケアに対応できるヘルパーの減少。・放課後等デイサービスは、必要な支援を提供できる専門的な人材を備えた事業所を探すことが難しい。・障がい児に関する相談支援事業所の不足 など。



(必要な施策)

- ・国や県と連携しつつ、障害福祉サービスの人材確保を図ることが必要です。
- ・関係機関と連携しつつ、障害福祉サービスの報酬が適正に改正されるように国に働きかけることが必要です。



基本方針1 (5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保
(新設)

その4 障害福祉サービスとその他のサービスとの連携が必要です。

障害福祉サービスでは対応できない、家事援助などの周辺のサービスの提供体制の充実が必要です。

介護保険のサービスと障害福祉サービスとの連携や、障害者手帳所持者に対する介護保険サービスに関する情報提供が必要です。

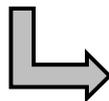
引きこもりの人への支援や、契約や金銭管理等の支援が必要です。

相談支援事業所とのさらなる連携が必要です。また、多職種連携を進めることが必要です。

障がい者関係団体ヒアリング調査からのご意見 (地域生活について)
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスではまかない切れない、隙間のサービスが課題。 ・いわゆる「引きこもり」の人への支援が必要。 ・障がい者が高齢者になった際、デイサービス等の受け入れ先の確保が大変 など。
障がい者関係事業所ヒアリング調査
<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族がいると家事援助ができない場合があるので、家事で困っていることで、内容により制度外となるものがあれば、自費サービスで対応するしかない。 ・相談支援事業所との連携が難しい。担当がその都度変わっていることが多く、情報共有ができていく。 ・相談支援専門員やケアマネと、あるいは医療関係者とも連携が十分に取れていない。 ・事業者間の交流を進めるとともに、顔の見える関係性づくり など。



<p>(必要な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスでは対応できないが、需要のあるサービスについて供給体制を充実していくことが必要です。 ・障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、必要な情報提供や、安心してサービスを受けられることが必要です。 ・相談支援事業所と事業者間や、事業者同士の連携の強化が必要です。 ・契約や金銭管理等に関する支援が必要です。



<p>基本方針1 (2) 情報提供手段の充実 (新設) (5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)</p>
--

その5 わかりやすい情報提供が必要です。

情報提供については、障がいの種別や年齢により、「市のお知らせ」、「スマートフォンでの情報提供」など、情報提供を求める媒体が異なるため、複数の媒体での情報提供が必要です。

制度に関する情報がわかりにくい等の問題があるため、わかりやすい情報提供が必要です。また、基幹相談支援センター*の周知に引き続き努めることが必要です。

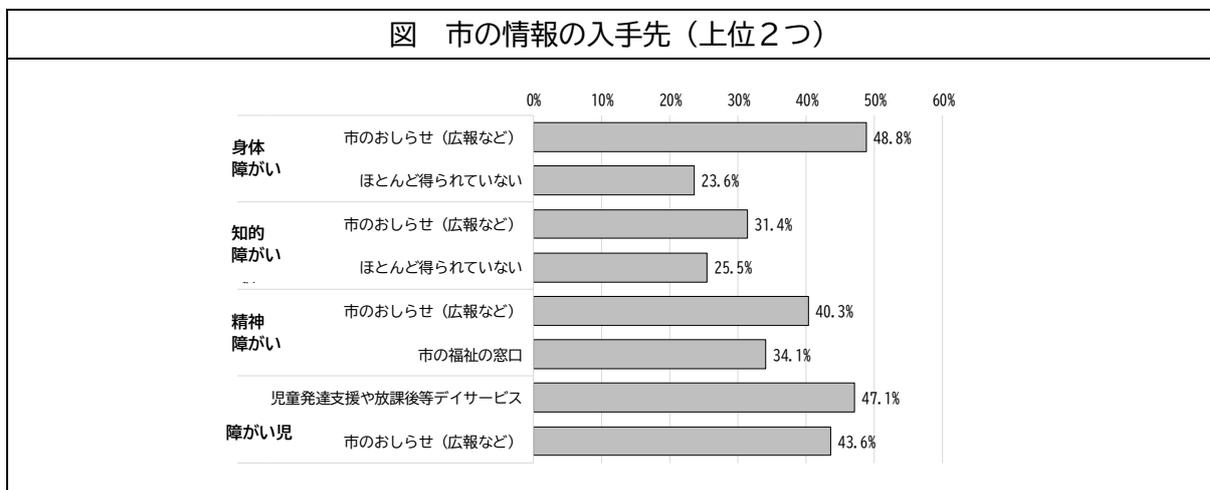


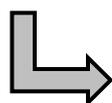
図 希望する情報媒体（最も多い回答）

障がいの種別	希望する媒体	割合	「スマートフォンで見ることができる媒体での提供」の割合が最も高い年代
身体障がい	広報紙等による情報提供	51.8%	30代以下～50代
知的障がい	広報紙等による情報提供	33.3%	該当なし
精神障がい	広報紙等による情報提供	43.8%	20代以下～40代
障がい児	スマートフォンで見ることができる媒体での提供	66.4%	



（予想される課題）

- ・年齢が若い障がい者向けに、市の情報をスマホ対応でわかりやすく情報提供をしていくことが必要です。
- ・障がい者が求める形で、情報をわかりやすく提供することが必要です。



基本方針1（2）情報提供手段の充実（新設）

4 障がい種別、年齢別で特に留意すべき課題

課題について、障がい別、年齢別の視点から見た特徴的な課題を整理しました。内容は、「(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ」と重複するものも多いですが、障がい種別、年齢別で見た場合、特徴的な課題を重点的に抽出しています。

主に対応する施策 (P26～)

(1) 身体障がい

視覚障がいのある人のニーズにあった形態で情報を提供することが必要です。

視覚障がいのある人のニーズの把握や交流が必要です。

音訳への潜在的なニーズの把握も大切となっています。聴覚障がいのある人に向けて、通訳者の配置や、要約筆記などの配慮が必要です。

1-2 情報提供手段の充実
(新設)
1-4 交流や理解、意見交換が行える地域づくり
(新設)
1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保
(新設)

肢体不自由児者には、点字ブロックが段差となってしまうことがあります。

3-2 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

(2) 知的障がい

当事者及び保護者の高齢化が進んでおり、将来的には当事者が一人で暮らしていくことのできる仕組みが必要です。現状ではグループホームの数が少ないのが課題です。

1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)
2-3 各種活動の支援・促進

知的障がいのある人に対する、職場の人たちの障がいへの理解が求められています。

2-2 就労の支援・促進

スポーツはしたいが、スポーツをする環境のない人が多くなっています。

2-4 文化・芸術・スポーツの振興
(新設)

差別等を受けた経験がある人が、前回調査よりは減少傾向になっているものの、全体の約半数となっており、改善をしていくことが課題です。

1-3 権利擁護体制の充実
3-1 福祉活動の促進

(3) 精神障がい

職場で仕事を続けていくために、職場の人たちの障がいへの理解が求められています。

精神障がいのある人を対象に、就労移行支援から就労定着支援までをサポートする仕組みが必要です。

2-2 就労の支援・促進

差別等を受けた経験がある人が、全体の4割となっており、偏見の解消等が課題です。

1-3 権利擁護体制の充実
3-1 福祉活動の促進

精神障がいのある人や家族は、世間から孤立して、家族だけで問題を抱えている人が多くいます。また、精神障がいのある人が気軽に行ける場所があると良いです。

1-4 交流や理解、意見交換が行える地域づくり
(新設)

市内には、精神障がいのある人が通える身近な医療機関がなく、市外に通院している状況です。

また、発達障がいに対応した専門病院が近隣に少なく、病院にかかりにくい状況です。

精神障がいのある人の支援には、年齢やライフスタイルなどの個人の特性と、制度や福祉サービスなどの環境要因の相互作用を踏まえた支援が必要です。

入院していた精神障がいのある人は、入院中は精神保健福祉士*が対応しますが、退院すると、外来部門の看護師が担当になってしまうため、生活に関する相談がしにくくなります。

1-1 相談体制の充実 (新設)
1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)

(4) 障がい児

保護者が就労する上での課題としては、就労と、療育施設の利用・通学・通院とのスケジュール調整が難しく、仕事と療育の両立が困難であるという意見が多くあります。

児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスが、需要に対して不足しています。

放課後等デイサービスでは、こどもに必要なタイミングでの利用開始や支援内容にそって事業所を選びにくい現状があります。

主に対応する施策 (P26~)

1-5 福祉サービスの充実と福祉人材の確保 (新設)
2-1 障がい児の保育・教育の充実

保護者の悩みの相談場所としては、家族・親族の次に「通所している療育施設*」となっており、療育施設において適切に相談に対応していくことが求められています。

支援学級、支援学校など就学先の相談、高校の選び方、内服薬の相談、発達の悩みごとなどの相談への対応が課題です。

障がい児向けの相談支援事業所が不足しています。

1-1 相談体制の充実(新設)
2-1 障がい児の保育・教育の充実

差別等を受けた経験がある人が、全体の3割となっており、その中で「学校」で差別を受けた経験があると回答した人が多くなっています。

1-3 権利擁護体制の充実

特別支援学校等に通うこどもの保護者同士での交流の場が少ないのが課題です。

重度の障がい児で、医療的ケアが必要な場合、引きこもりになりがちのため、活動の場の提供が必要です。

障がいの有無に関わらず、こどもが地域の中で交流する機会の確保が必要です。

1-4 交流や理解、意見交換が行える地域づくり (新設)
3-1 福祉活動の促進

主に対応する施策 (P26～)

(5) 一般市民

障がいや障がいのある人について知る機会が少ないので、本市が障がいの理解に関する講座等を開催することが必要です。

1-4 交流や理解、意見交換が行える地域づくり
(新設)
3-1 福祉活動の促進

主に対応する施策 (P26～)

(6) 介護保険が優先になる年齢になった障がい者

障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、必要な情報を提供することが必要です。

1-2 情報提供手段の充実
(新設)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

「日本国憲法」では、「基本的人権」を全ての国民に保障されるべき永久の権利として定められており、本計画もこの理念に基づいています。

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害者計画2016-2025では、計画の基本理念について、ノーマライゼーションとリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第6次総合計画の基本理念では、「白井市に関わる全ての人々が豊かさと幸せを実感」することを理想とし、将来像は「世代を超えた笑顔と豊かさを未来へつなぐまち」となっています。

これらのことを勘案し、障害者基本法の理念の基に、共生(ともに生きる)し、ともに参加する地域の実現を目指して、本計画の目標像(キャッチフレーズ)を基本的には引き継ぐとともに、「障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる」という強い意向を込め、目標像に「ともに参加して、活躍できる」というフレーズを加えることで、障がいのある人が必要な支援を受けつつ、自己決定が尊重される社会が達成されることを、市民・地域・市等の共通の目標とします。

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり

2 計画の基本方針

目標像を達成するため、次の3つの基本方針を設定します。

《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進

全ての障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の整備を進めます。また、多様な人々が相互に理解し、意見交換を行える地域づくりを行うことで、障がいがあっても地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。

(1) 相談体制の充実

令和7年4月に新設した基幹相談支援センターを中心として、相談体制の充実を図ります。また、障がいとそれ以外の複合的な相談に対しても、積極的に対応します。

(2) 情報提供手段の充実

障がいのある人や家族等が求める情報提供手段に基づき、よりわかりやすい形での情報提供を行います。

(3) 権利擁護体制の充実

障がいのある人が、障がいにより差別されることがないように、安心して地域自立生活を送れるよう、権利擁護体制の充実を図ります。

(4) 交流や理解、意見交換が行える地域づくり

障がいの有無・年齢・性別・職業・国籍などに関わらず、多様な人々がより積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

(5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保

障害福祉サービスの質の向上や充実を図るとともに、人材不足が深刻化している障害福祉サービスや、障がいに関するボランティアなどに係る人材の確保を図ります。

(6) 保健・医療サービスの充実

障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性を踏まえ個別のニーズに対応できるよう、療育体制の整備を進めます。また、保健サービスの実施や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《基本方針2》社会参加の支援・促進

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいや将来への夢や希望を持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進します。

あわせて、障がいのある人の家族への支援を行います。

(1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいの有無に関わらず、こどもが地域の中で暮らしながら、自分らしく暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備・充実を図ります。

(2) 就労の支援・促進

就労支援や就労後の定着支援に加え、障がいのある人を雇用している事業者に対して、積極的に情報提供等を行います。

(3) 各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるよう、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。また、障がいのない人と一緒に行う各種活動についても支援します。

あわせて、障がいのある人の家族への支援を行います。

(4) 文化・芸術・スポーツの振興

障がいのある人も気軽に参加できるよう、文化芸術活動への参加を支援します。また、学校卒業後のスポーツ活動の機会の拡充を図ります。

《基本方針3》快適で人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、快適な暮らしを送れるよう、全ての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

(1)福祉活動の促進

障がいのある人への理解をさらに深めていくため、障がいについての正しい情報を提供などの広報・啓発活動の充実化を図ります。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

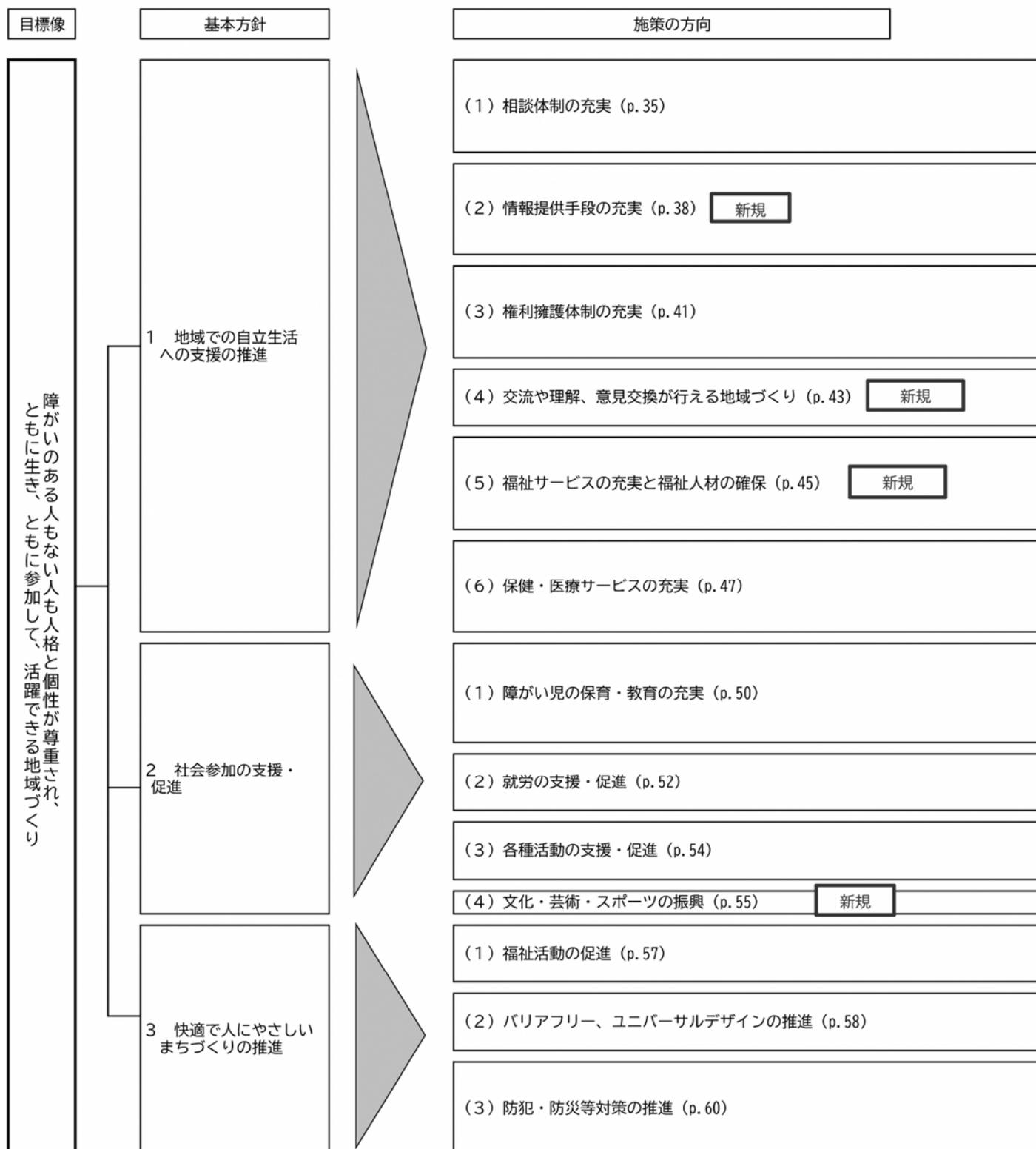
(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるよう、全ての人にやさしいまちづくりを目指すため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。

(3)防犯・防災等対策の推進

本市の地域防災計画等と連携し、障がいのある人が災害時においても安全に避難できる体制の充実を図ります。また、障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、防犯体制の整備を進めます。

3 計画の体系



主な取り組み	主な事業
①相談支援の充実 (p. 36) ②包括的な相談支援体制の充実 (p. 37) ③ピアサポートの活用 (p. 37)	「 <u>基幹相談支援センター</u> 」の周知及び機能の充実(重点1) (p.36) 等 地域における相談支援体制の強化の取り組み(重点1) (p.37) 障がい当事者同士の交流・相談の場の確保(重点2) (p.37)
①情報格差の解消 (p. 39) ②わかりやすい情報の発信 (p. 39) ③DX*への対応 (p. 40)	情報バリアフリーの促進 (p. 39)、視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実 (p. 39) 等 ホームページのアクセシビリティ (利用しやすさ) の向上 (p. 39) 等 オンライン予約システムの活用 (p. 40)、情報共有システムの活用 (p. 40)
①権利擁護施策の推進 (p. 41) ②当事者参画の推進 (p. 42) ③障がい者虐待防止・差別解消の推進 (p. 42)	「成年後見制度」の利用促進 (p. 41) 等 まちづくりへの参画の促進 (p. 42)、投票しやすい環境の整備 (p. 42) 障がいのある人の虐待防止等対策 (p. 42)、障がいのある人に対する差別解消の推進 (p. 42)
①交流事業の推進 (p. 44) ②当事者団体の育成支援 (p. 45)	地域交流の推進(重点2) (p.44)、支援者同士の交流・意見交換の場づくり(重点2) (p.44) 等 障がい児者団体の育成・支援 (p. 45)
①指定障害福祉サービス等の充実 (p. 46) ②地域生活支援事業の充実 (p. 47) ③福祉人材の確保 (p. 47)	地域生活支援拠点等の機能の充実 (重点3) (p.46)、指定障害福祉サービスの推進 (p. 46) 等 障害者地域活動支援センターの充実(重点3) (p.47)、地域生活支援事業の推進 (p. 47) 等 福祉人材の確保のため、協議の場の設置 (p. 47)
①早期発見・療育体制の充実 (p. 48) ②保健サービスの実施 (p. 48) ③医療につなげる支援の実施 (p. 49)	母子保健事業の推進 (p. 48)、ライフサポートファイルの活用 (p. 48) 等 各種健(検)診事業の実施 (p. 48)、歯科口腔保健の推進 (p. 48)、感染症発生時の支援 (p. 48) 健康相談の実施 (p. 49)、医療機関情報等の提供 (p. 49)
①早期発見・療育体制の充実 (p. 50) ②学校教育(特別支援教育)の充実 (p. 51) ③インクルーシブな教育・保育の推進 (p. 52) (交流学級、障がい理解の教育)	ライフサポートファイルの活用(再掲) (p. 50)、発達に関する相談・療育の実施(再掲) (p. 50) 等 就学相談の充実 (p. 51)、通級による指導教室(ことばの教室)の充実 (p. 51) 等 交流および共同学習の充実 (p. 52)、障がい者理解の促進 (p. 52) 等
①一般就労の推進 (p. 53) ②福祉的就労の推進(優先調達など) (p. 53)	障がい者雇用への理解の促進 (p. 53)、連携の推進・強化 (p. 53) 等 就労継続支援事業の利用促進 (p. 53)、「優先調達」の推進 (p. 53)
①移動手段の確保 (p. 54) ②家族支援 (p. 55)	外出支援対策の推進 (p. 54)、気軽に利用できる地域公共交通の整備 (p. 54) 家族への支援(再掲) (p. 55)、こどもの家族への支援(再掲) (p. 55)
①スポーツ・文化・芸術活動への支援促進 (p. 56)	スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進 (p. 56) 等
①啓発活動の充実 (p. 57) ②ボランティア活動の促進 (p. 58)	理解の啓発推進 (p. 57)、障害者週間行事の開催 (p. 57)、職員等の研修機会の充実 (p. 57) 等 ボランティアセンター活動の強化 (p. 58)、ボランティアの育成 (p. 58) 等
①外出環境の整備 (p. 59) ②住宅バリアフリーの推進 (p. 59)	都市公園の環境整備 (p. 59)、公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 (p. 59) 等 住宅増改築相談の実施 (p. 59)、住宅改造費助成制度の推進 (p. 59)
①防犯対策 (p. 60) ②災害・緊急時対応 (p. 60) ③消費生活相談の実施 (p. 61)	犯罪被害防止の普及 (p. 60) 災害時応援協定の推進(重点3) (p.61)、福祉避難所の体制整備(重点3) (p.61) 等 消費生活相談の実施 (p. 61)

*デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)デジタル技術(AI、IoT、ビッグデータなど)を活用して、従来の業務プロセスやビジネスモデルを変革するものです。

4 重点施策

(1) 白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実

令和7年4月に開所した白井市基幹相談支援センターは、地域の障がい福祉の総合的・専門的な相談窓口として機能しています。

本センターでは、障がい者本人に限らず、支援者や支援機関から、障がいに関する事項だけでなく、障がいのある人を支援する家族に関する事など、多様な相談を受け付けています。

【重点施策】

- 障がい福祉に関連する相談支援体制の整備を進めます。(36、37ページ No.1～7)
- 白井市基幹相談支援センターの周知と機能の充実を図ります。(36ページ No.3)

(2) 交流や理解、意見交換のための活動の支援

障がいの有無・年齢・性別・職業・国籍などに関わらず、多様な人々が積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

【重点施策】

- 支援者同士の交流・意見交換の場づくりを行います。(44ページ No.31)
- 地域交流を推進します。(44ページ No.29)
- ピアサポート*など、障がい当事者同士の交流・相談の場の確保を図ります。(37ページ No.8)

(3) 障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、必要な制度やサービスの利用や、日中の多様な活動を支援します。

あわせて、障がいのある人が緊急時や災害時に安全に避難できる体制整備と、安心して暮らすことができるよう防犯体制整備を進めます。

【重点施策】

- 地域で生活する障がいのある人が生き生きとした生活を送れるよう、障害者地域活動支援センターの事業の充実を推進します。(47ページ No.36)
- 地域生活支援拠点*等の機能の充実を図ります。(46ページ No.35)
- 災害時応援協定*の推進や福祉避難所*の体制整備などを行います。(60、61ページ No.84～88)

5 成果指標

本計画の計画期間である令和8年度から令和14年度までの7年間に、第3章の「計画の目標像」にどれだけ近づけたかを評価するため、令和6年度の基礎調査の値を現在値とし、7年後の目標値をそれぞれ設定しました。

(1) 白井市基幹相談支援センターを知っている人の割合

- ・障がいのある人が困ったときに、専門的な相談を受けることが出来る機関があることを知っていることは重要なことです。特に現在、障害福祉サービスを受けていない人はサービス事業者に相談が出来ないため、誰もが相談できる場所があることを知っておくことが大切です。
- ・そのため、1つめの指標は、令和7年4月1日に開所した「白井市基幹相談支援センター」をしている人の割合に設定しました。
- ・目標値を100%とし、今後、市が白井市基幹相談支援センターの周知を徹底していきます。

障がいの種類	現在値		目標値
身体障がい	6.9%	→	100%
知的障がい	12.7%	→	
精神障がい	6.8%	→	
障がい児	未調査	→	

(2) 福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合

- ・障がいのある人等が希望する生活を実現するためには、質の高い福祉サービスが適切に提供されることが重要な要素となります。
- ・そのため、2つめの指標は、「福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合」に設定しました。
- ・今後、各種障害福祉サービスを充実することで、福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合を、最終的には「100%」を目指しつつ、本計画期間内では身体・知的・精神障がいのある人が60%、障がい児は90%を目指します。

障がいの種類	現在値		目標値
身体障がい	28.2%	→	60%
知的障がい	43.1%	→	
精神障がい	46.0%	→	
障がい児	76.4%	→	90%

(3) 差別を受けたと考える人の割合

- ・障がいのある人との交流、意見交換等の活動を進めることで、すべての市民が障がいや障がいのある人のことを正しく理解することを、重点施策の(2)として、本計画に新たに位置づけました。
- ・多様な人々の相互理解を深め、誰もが安心して地域で生活や活動を行うことのできる環境をつくっていくことが重要です。
- ・そのため、3つめの指標は、「差別を受けたと考える人の割合」に設定しました。
- ・差別を受けたことがある人の割合を、最終的には「0%」にすることを目指しつつ、本計画期間内では現在より3割以上減らすことで、誰もがより暮らしやすい社会づくりを目指します。

障がいの種類	現在値		目標値
身体障がい	16.4%	→	-6%を目指す
知的障がい	45.1%	→	-15%を目指す
精神障がい	43.8%	→	
障がい児	30.7%	→	-11%を目指す

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

1 地域での自立生活への支援の推進

（1）相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人からのさまざまな相談（一般相談）については、令和7年に基幹相談支援センターを開設し、多様な相談に対応しています。

引き続きの周知と機能の充実が必要です。

主に関連する施策

施策番号3
「基幹相談支援センター」の周知 及び機能の充実

また、障がいに限らず、複雑化した課題に対応できるような相談体制を充実していくことが必要です。

計画相談支援等に関する相談員が不足しており、必要な計画策定が難しい場合が生じています。そのため、相談支援事業所の新規参入や事業を継続するための支援を行います。

施策番号2
障がい福祉に関連する相談支援体制の整備

多様な相談体制を考えていく中で、同じような境遇や課題のある人同士が情報交換したり、アドバイスを行うことで、支え合うことも重要なため、今後充実を図ることが必要です。

施策番号8
障がい当事者同士の交流・相談の場の確保

【施策の方向】

基幹相談支援センターの周知を引き続き図るとともに、相談支援専門員の育成を図ることで、障がいのある人が、障がい以外の内容を含んだ複雑化した内容でも、安心して相談ができる体制をつくります。

《主な取り組み》

① 相談支援の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
1	福祉相談の充実	市民等からの相談に対して、制度等の情報提供や専門の相談窓口の案内等を行うとともに、必要に応じて関係各課、関係機関と連携した支援を行います。 また、様々な事情により、経済的に困窮し、生活や仕事等に関する相談に専門の相談員が自立に向けた相談支援を行います。	社会福祉課	修正
2	障がい福祉に関連する相談支援体制の整備	基幹相談支援センター、委託相談事業所の設置により、障がいのある人や家族、支援機関等からの様々な種類の相談に対応していきます。	障害福祉課	修正
3	「基幹相談支援センター」の周知及び機能の充実	基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核として、総合・専門的な相談や、相談支援事業所への指導・助言等を行います。休日や夜間の緊急時等のため、24時間相談に対応できる体制を整備します。 基幹相談支援センターの機能の充実について、調査・研究を進めます。	障害福祉課	修正
4	相談体制継続のための整備	相談支援事業所が事業を継続するための環境整備について、基幹相談支援センターと連携しながら検討します。 また、相談支援専門員の育成を図るため、既存事業者や新規参入希望者に対し養成研修等の情報提供を行います。	障害福祉課	修正
5	「こころの健康相談」の実施	精神科医師や精神保健福祉士による、こころの健康相談を実施します。	障害福祉課	継続
6	発達障がいに関する相談体制の整備等	発達障がいに関して相談を希望する人が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。 また、県が設置している発達障害者支援センターCAS（キャス）*と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	障害福祉課	継続

② 包括的な相談支援体制の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
7	地域における相談支援体制の強化の取り組み	基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制を強化できるよう、相談支援事業所のバックアップや、障害福祉サービス事業所同士の連携強化、地域とのネットワーク強化に取り組めます。	障害福祉課	新規

③ ピアサポートの活用

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
8	障がい当事者同士の交流・相談の場の確保	身体障害者相談員・知的障害者相談員の配置により、障がいのある人や家族等からの相談に対応していきます。 障がいのある人同士が交流できる場を確保し、社会参加や問題の解決等を支援するための、ピアサポート活動を促進します。	障害福祉課	新規

(2) 情報提供手段の充実

【現状と課題】

情報提供に関しては、アンケートやヒアリング等から、現在の情報提供体制が充分ではないとの指摘が多くありました。

そのため、多様な障がいのある人の特性に応じた提供手法を活用して、情報をわかりやすく提供することが必要です。

主に関連する施策

施策番号 10
視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実 など

また、障害福祉サービス利用者が介護保険を利用できる年齢になった際には、介護保険サービスがわかりづらいという意見もあったため、必要な情報を提供することが必要です。

施策番号 14
給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信 など

【施策の方向】

現状の情報提供体制では充分でないとの指摘があるため、障がいのある人や家族等が求める情報提供手段により、よりわかりやすい形での情報提供を行います。

《主な取り組み》

① 情報格差の解消

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
9	情報バリアフリーの促進	障害者地域活動支援センターで身体・知的・精神障がいのある人を対象に講座を実施し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。また、DAISY*などの ICT（情報コミュニケーション機器）の活用を推進します。	障害福祉課	修正
10	視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実	音訳ボランティア等が広報しろいなどの発行物を音訳する活動を支援します。また、音訳した CD を希望者に配付するほか、YouTube 等で配信し、誰でも自由に試聴できる機会を提供します。	秘書課	修正
11	図書館での障がいのある人へのサービス	視覚障がいのある人、肢体不自由児者などの図書館の利用が困難な市民に対し、必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	文化センター（図書館係）	修正
12	高次脳機能障がいのある人への支援	県で実施する高次脳機能障がい*のある人への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	障害福祉課	継続

② わかりやすい情報の発信

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
13	ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上	市ホームページについて、導入している閲覧者支援ツール（文字の大小・色の変更）に頼るだけではなく、職員がアクセシビリティチェックツール*を活用し、視覚（色覚）障がいのある人をはじめ、誰もが閲覧しやすいホームページ作成に努めます。	秘書課	修正
14	給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信	障がいのある人やその家族等が受けられる給付・助成・サービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、広報紙・市ホームページ・個別通知・窓口配布（保健福祉ガイドブックやパンフレット類）・メール配信等の中から最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信します。	障害福祉課	修正

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
15	家族への支援	障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいの理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。また、家族などの介護者が休息（レスパイト）できる環境づくりのため、日中一時支援や短期入所などの周知、普及に努めます。	障害福祉課	継続
16	こどもの家族への支援	ペアレント・プログラム*を開催し、こどもへの関わり方や考え方を学ぶことで、育児負担の軽減を図ります。また、こども・若者が、こどもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラー*問題の周知と支援を行います。	障害福祉課	継続
17	障がい理解の推進	職員及び教職員を対象とした、障がい理解及び合理的配慮に関する研修の参加の機会を設け、その充実を図ります。 本市からの情報発信やイベントが、誰にでもわかりやすく参加しやすいものになるよう、障がいに合わせた配慮について関係各課に周知し、連携して取り組めます。	障害福祉課	新規

③DX*への対応

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
18	オンライン予約システムの活用	こころの健康相談について、空き状況の確認や予約に、LINEを活用します。 こども発達センターの個別療育の予約や、一部の通知に、LINEを活用します。	障害福祉課	新規
19	情報共有システムの活用	情報共有システムを活用し、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童の支援者同士の情報共有を推進します。	障害福祉課	新規

*デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)デジタル技術(AI、IoT、ビッグデータなど)を活用して、従来の業務プロセスやビジネスモデルを変革するものです。

（3）権利擁護体制の充実

【現状と課題】

アンケート結果によれば、差別等を受けた経験がある人が、知的障がいのある人では約半分、精神障がいのある人では約4割、障がい児では全体の3割となっており、その中で「学校」で差別を受けた経験があると回答した障がい児が多くなっています。

そのため、障がいのある人の差別解消が重要な課題となっています。

精神障がいを除くと、前回調査と比較して割合は低下していますが、障がいのある人にとって権利が尊重されていない場面が多くあります。

主に関連する施策

施策番号 26
障がいのある人に対する差別解消の推進 など

【施策の方向】

現状では障がいのある人の権利が十分に確保されていないため、権利擁護体制の充実を図るとともに、障がいにより差別されることがないように、安心して地域自立生活を送れる体制を構築します。

また、障がいのある人がまちづくりに積極的に参加できるよう、環境整備を図ります。

《主な取り組み》

① 権利擁護の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
20	「成年後見制度*」の利用促進	意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の周知と利用の支援に努めます。また中核機関として地域連携ネットワークの構築に向けた検討を行います。	障害福祉課	修正
21	日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない人や体の自由がきかない人が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業及び成年後見事業を推進します。	社会福祉協議会	継続
22	福祉サービスの利用に係る苦情等への対応	本市が提供する福祉サービスについての苦情に適切に対応できるよう、市福祉施設サービス苦情相談員の協力も得て利用者の意向を把握し解決に努めます。また、民間事業者が提供する障害福祉サービス等についての苦情に対しては、必要に応じて千葉県運営適正化委員会*等の関係機関と連携し、速やかな解決を図ります。	障害福祉課	継続

②当事者参画の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
23	まちづくりへの参画の促進	障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	障害福祉課	継続
24	投票しやすい環境の整備	期日前投票所及び各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認した上で代筆する。）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会	継続

③障がい者虐待防止・差別解消の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
25	障がいのある人の虐待防止等対策	障がいのある人への虐待について、障害者虐待防止センターにおいて、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	障害福祉課 子育て支援課	継続
26	障がいのある人に対する差別解消の推進	障がいのある人への差別や合理的配慮*の不提供について、相談・支援により、差別の解消、合理的配慮の提供の推進を図ります。	障害福祉課	継続

（4）交流や理解、意見交換が行える地域づくり

【現状と課題】

主に関連する施策

障がい児では、特別支援学校等に通うこどもの保護者同士での交流の場が少ないことが課題です。

施策番号 28
子育て親子のたまり場事業

アンケート結果を見ると、一般市民や中学生は障がい児者との交流等は比較的積極的に行う傾向はあるものの、障がいのある人の制度やマークの周知度は、一部を除き低くなっています。そのため、障がいに関する周知が必要です。

施策番号 27
障がい理解の推進など

また、障がい児者を支援する団体や人に対する理解も進める必要があります。

【施策の方向】

障がいの有無・年齢・性別・国籍などに関わらず、多様な人々がより積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

主な取り組み≫

① 交流事業の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
27	障がい理解の推進	本市からの情報発信やイベントが、誰にでもわかりやすく参加しやすいものになるよう、障がいに合わせた配慮について関係各課に周知し、連携して取り組みます。	障害福祉課	新規
28	子育て親子のたまり場事業	子育て親子が気軽に集い交流を図れるようにするため、児童館での活動の場を充実させます。 障がいがあるこどもがいる保護者が家庭に引きこもりがちになる現状を踏まえ、障がいの有無にかかわらず誰もが利用できる環境づくりを推進します。	子育て支援課	新規
29	地域交流の推進	白井市障害者支援センターにて開催する地域交流イベントについて周知や、公共施設や行事等を活用し、市民との交流や障がい理解を促進します。	障害福祉課	新規
30	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」の推進	他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	障害福祉課	継続
31	支援者同士の交流・意見交換の場づくり	①幼稚園・保育園・こども園の職員と、児童発達支援事業所の職員との意見交換会を開催し、相互理解の促進・発達支援の質の向上につなげます。 ②障害児通所事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）の職員が交流する機会を提供し、相互理解の促進・発達支援の質の向上につなげます。	障害福祉課	新規

②当事者団体の育成支援

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
32	障がい児者団体の育成・支援	障害者地域活動支援センター、地域福祉センターを中心として、障がい児者関連団体の活動の場の提供や育成を図り、当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを推進します。 また、「自発的活動支援補助金*」等の活用により、団体の活動を支援します。	障害福祉課	修正

主に関連する施策

(5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保

【現状と課題】

視覚障がいのある人の多様なニーズへの対応や音訳への潜在的なニーズの把握も重要となっています。

聴覚障がいのある人に向けて、通訳者の配置や、要約筆記などの配慮が必要です。

施策番号 10
視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実(再掲)

知的障がいのある人は、当事者及び保護者の高齢化が進んでおり、将来的には当事者が一人で暮らしていくことのできる仕組みが必要です。グループホームの数が少ないのが現状です。

施策番号 37
地域生活支援事業の推進

精神障がいのある人や家族は、世間から孤立して、家族だけで問題を抱えている人が多くいます。また、精神障がいのある人が気軽にいける場所があると良いと考えられます。

施策番号 36
障害者地域活動支援センターの充実

障がいに支援が必要なこどもの児童発達支援、放課後等デイサービスは、必要な支援を提供できる専門的な人材を備えた事業所が、需要に対して不足しています。また、こどもに必要なタイミングでの利用開始や支援内容に添って事業所を選びにくい現状です。

施策番号 33
指定障害福祉サービスの推進 など

【施策の方向】

特別なニーズに対応できる体制のある障害福祉サービス事業所の充実に努めるとともに、福祉サービスの質の向上を支援し、人材不足が深刻化している障害福祉サービスや、障がいに関するボランティアなどに係る人材の確保を図ります。また、公共施設の最適配置等を含め、各事業を定期的に見直すことにより、常にその時代のニーズに合った事業展開を推進します。

《主な取り組み》

① 指定障害福祉サービス等の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
33	指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。 また、県の指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出の制度を利用し、本市のニーズを反映したサービス提供の推進を図ります。	障害福祉課	継続
34	補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実に努めます。	障害福祉課	継続
35	地域生活支援拠点等の機能の充実	多様化・複合化する福祉問題を抱える障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等に必要の相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能が発揮されるよう、地域自立支援協議会*等での検討を行い、機能の充実に努めます。	障害福祉課	修正
9	情報バリアフリーの促進(再掲)	情報コミュニケーション技術の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差の縮小を図ります。	障害福祉課	修正
10	視覚障がいのある人に配慮した情報提供の充実(再掲)	音訳ボランティア等が広報しろいなどの発行物を音訳する活動を支援します。また、音訳したCDを希望者に配付するほか、YouTube等で配信し、誰でも自由に試聴できる機会を提供します。	秘書課	修正

② 地域生活支援事業の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
36	障害者地域活動支援センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が、生き生きとした生活を送れるよう、定期的な講座や障がいの有無によらない多様な人々との交流・仲間づくりの場の提供など、センター事業の充実に努めます。	障害福祉課	継続
37	地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援及び介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。	障害福祉課	継続
38	小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課	継続
39	コミュニケーションの支援	障がいのある人の外出機会を拡大するため、意思疎通支援事業を活用して、支援員や手話通訳者等を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	障害福祉課	修正

③ 福祉人材の確保

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
40	福祉人材の確保のため、協議の場の設置	福祉人材の確保を図るため、現状の状況把握と情報交換を行うため、協議の場を設けます。	障害福祉課	新規

(6) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

幼児健康診査などにより障がい等の早期発見に努め、早期対応・療育を、個々の障がい特性を考慮しつつ進めていくことが必要です。また、生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見、早期治療を行って、身体障がい等の発生活予防・重症化の予防に努めることが必要です。

主に関連する施策

施策番号 41
母子保健事業の推進 など

【施策の方向】

障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性を踏まえ個別のニーズに対応できるよう、療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの実施や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《主な取り組み》

① 早期発見、療育体制の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
41	母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月及び3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・育児支援の充実を図ります。	健康課	継続
42	ライフサポートファイル*の活用	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを配布します。	障害福祉課	修正
43	発達に関する相談・療育の実施	心身の発達に心配のある児童の状況に応じて、グループ療育、個別療育などを行い、心身の発達を支援します。	障害福祉課	継続

② 保健サービスの実施

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
44	各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診及び特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるようにします。	健康課 保険年金課	継続
45	歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	健康課 障害福祉課	継続
46	感染症発生時の支援	重大な感染症の発生時には、障がいのある人や障害福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行います。	障害福祉課	継続

③ 医療につなげる支援の実施

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
47	健康相談の実施	障がいのある人、難病患者およびその家族を含む市民を対象に、健康相談を実施し、必要に応じて適切な医療が受けられるよう支援します。	健康課	継続
48	医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、市公式 LINE 等で医療機関等の情報を提供します。	健康課	継続

2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

主に関連する施策

【現状と課題】

放課後等デイサービスでは、必要な支援を提供できる専門的な人材を備えた事業所が、需要に対して不足しています。

施策番号 33
指定障害福祉サービスの推進

あわせて、就労と、療育施設の利用・通学・通院とのスケジュール調整が難しく、仕事と療育の両立が困難であるという意見が多くあります。

施策番号 50
保育所等における受入れの推進

さらに、学校では支援学級、支援学校など就学先の相談、高校の選び方、発達の悩みごとなどの相談への対応が必要です。

施策番号 51
就学相談の充実など

【施策の方向】

障がいの有無に関わらず、こどもが地域の中で暮らしながら、自分らしく暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備・充実に努めます。あわせて、発達に支援の必要なこどもの保護者が安心して就労等ができる体制を作ることが必要です。

《主な取り組み》

① 早期発見、療育体制の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
49	ライフサポートファイルの活用（再掲）	障がいのある児童やその保護者が、年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、ライフサポートファイルを配付します。	障害福祉課	修正
43	発達に関する相談・療育の実施（再掲）	心身の発達に心配のある児童の状況に応じて、グループ療育、個別療育などを行い、心身の発達を支援します。	障害福祉課	継続

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
50	保育所等における受入れの推進	保育所等における障がい児の入所受入体制の充実に努め、一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。 また、保護者の就労の有無に関わらず障がい児が保育・幼児教育を受けられるよう、児童発達支援事業所を併設した認定こども園を整備します。	保育課	修正

②学校教育（特別支援教育）の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
51	就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、教育支援委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	教育支援課	継続
52	通級による指導教室（ことばの教室）の充実	言語に障がいのある児童が、障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級による指導教室の充実を図るとともに、他校に設置された通級による指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	教育支援課 学校政策課	継続
53	個別支援学級（特別支援学級）の充実	障害の種類や状態に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて個別支援学級支援スタッフを配置します。	教育支援課 学校政策課	
54	教職員の研修の充実	教職員の障がい理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級（特別支援学級）担任の各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	教育支援課	継続
55	学齢期のこどもの療育の充実	障がいのある小中高生に生活能力向上のために必要な訓練等を行うため、放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給を行います。	障害福祉課	修正
4	相談体制継続のための整備（再掲）	利用者が障害福祉サービスや地域移行・地域定着支援、障害児通所支援を適切に利用できるよう、計画相談指定障害児相談支援事業者の指定を進め、支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	修正

③インクルーシブな教育・保育の推進（交流学級、障がい理解の教育）

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
56	交流および共同学習の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流および共同学習を推進します。	教育支援課	継続
57	障がい理解の促進	小中学校において、障がい理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい理解の学習や障がいのある人との交流及び共同学習等を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続
58	放課後児童クラブ（学童保育）における受入体制の整備	市内学童保育所において、障がいのある児童の受入れを行います。	保育課	継続

（２）就労の支援・促進

主に関連する施策

【現状と課題】

知的障がいや精神障がいのある人が働くためには、特に職場の理解があることが重要です。

施策番号 59
障がい者雇用への理解の促進 など

また、就労移行支援から就労定着支援までをサポートする仕組みが必要です。また、生活リズムを確立するため、自立訓練(生活訓練)が重要です。

施策番号 60
連携の推進・強化 など

【施策の方向】

全ての障がいのある人が安心して働ける環境を作れるよう、関係機関と連携しながら職場での理解を進めるとともに、就労支援や就労後の定着支援を推進します。また、障がいのある人を雇用している事業者に対して積極的に情報提供等を行います。

《主な取り組み》

① 一般就労の推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
59	障がい者雇用への理解の促進	市地域自立支援協議会に就労支援部会において、事業者も参加して協議することなどにより、障がい者雇用についての事業者の理解促進を図ります。	障害福祉課	修正
60	連携の推進・強化	公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携を推進・強化し、相談と情報提供など、適切な対応を図ります。また、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、事業主等の関係機関と連携することにより、横断的に相談や指導の体制を支援します。	障害福祉課 産業振興課	修正
61	一般就労の支援	就労支援員を配置し、一般就労に向けた相談に応じます。また、チャレンジドオフィスで知的障がいや精神障がいのある人を雇用し業務を行うことで一般就労へ向けた支援を行うほか、特別支援学校の生徒や障害者就労支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供します。	障害福祉課	継続
62	公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。	人事課	継続

② 福祉的就労の推進（優先調達など）

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
63	就労継続支援事業の利用促進	福祉的就労の機会を拡大するため、市福祉作業所における就労継続支援事業を運営するとともに、市内外の就労継続支援事業所の情報を積極的に提供し、利用を促進します。	障害福祉課	修正
64	「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針*の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	障害福祉課	継続

(3) 各種活動の支援・促進

主に関連する施策

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で全ての人とともに多様な活動ができるよう、環境整備を図ることが求められています。

施策番号 65
外出支援対策の推進 など

また、活動の場所まで円滑に移動できるよう、移動手段の確保が必要となっています。

施策番号 66
気軽に利用できる地域公共交通の整備 など

【施策の方向】

障がいのある人の移動手段の確保を図るため、地域のニーズに合ったサービスを検討、推進していくほか、気軽に利用できる地域公共交通を整備します。

また、障がいのある人が気軽に参加できるよう、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。また、多様な人々が一緒に行う各種活動についても支援します。

あわせて、障がいのある人の家族への支援を実施します。

《主な取り組み》

① 移動手段の確保

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
65	外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや認定福祉ドライバーの養成など、地域のニーズに合ったサービスの充実を図ります。	障害福祉課 高齢者福祉課	修正
66	気軽に利用できる地域公共交通の整備	単独での外出はできるものの、自家用車を自由に使うことができない人の外出機会を確保するため、コミュニティバス等の既存の公共交通機関や新たな移動手段をそれぞれの特性を生かして組み合わせ、気軽に利用できる地域公共交通を整備します。	都市計画課	修正

② 家族支援

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
15	家族への支援(再掲)	障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいの理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。また、家族などの介護者が休息（レスパイト）できる環境づくりのため、日中一時支援や短期入所などの周知、普及に努めます。	障害福祉課	新規
16	こどもの家族への支援(再掲)	ペアレント・プログラムを開催し、こどもへの関わり方や考え方を学ぶことで、育児負担の軽減を図ります。また、こども・若者が、こどもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラー問題の周知と支援を行います。」	障害福祉課	継続
58	放課後児童クラブ（学童保育）における受入体制の整備	市内学童保育所において、障がいのある児童の受入れを行います。	保育課	継続

(4) 文化・芸術・スポーツの振興

【現状と課題】

障がいのある人が、文化・芸術・スポーツ活動をより積極的に行えるよう、国では平成30年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障がいのある人自身が、多様な文化・芸術・スポーツ活動を進めることが定められました。

そのため、障がいのある人が、文化・芸術・スポーツ活動を進めることができるよう、環境整備を進める必要があります。

主に関連する施策

施策番号 67
スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進 など

【施策の方向】

障がいのある人も気軽に参加できるよう、文化芸術活動への参加を支援します。また、学校卒業後のスポーツ活動の機会の拡充に努めます。

《主な取り組み》

① スポーツ・文化・芸術活動への支援促進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
67	スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室や、指導者の育成、学校体育施設の開放、団体活動への参加相談を実施しスポーツ・文化・芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、社会参加を図ります。	障害福祉課 生涯学習課	継続
68	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」の推進	「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の充実を図ります。	障害福祉課	継続

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

（1）福祉活動の促進

【現状と課題】

障がいのある人が、円滑な社会生活を過ごすために、障がいのない人が、障がいのことなどについて知ったり学んだりする場が必要です。そのことにより、「知らない」から生じるトラブル等を未然に防ぐことができるようになります。

主に関連する施策

施策番号 69
理解の啓発推進
など

【施策の方向】

障がいのある人への理解をさらに深めていくため、障がいや障がいのある人についての正しい情報を提供するなどの広報・啓発活動の充実を図ります。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

《主な取り組み》

① 啓発活動の充実

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
69	理解の啓発推進	障がい理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、障がいについての知識の普及啓発を推進します。	障害福祉課 社会福祉協議会	継続
70	障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事を開催します。	障害福祉課	継続
71	職員等の研修機会の充実	職員及び教職員を対象とした、障がい理解及び合理的配慮に関する研修の機会を設け、その充実を図ります。	人事課 障害福祉課 教育支援課	継続
57	障がい理解の促進（再掲）	小中学校において、障がい理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい理解の学習や障がいのある人との交流及び共同学習等を進めるなどの福祉教育を推進します。	教育支援課	継続

② ボランティア活動の促進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
72	ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会	継続
73	ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、組織的に活動しやすい環境整備を進め、継続的な活動を促進します。	社会福祉協議会 障害福祉課	継続
74	ボランティア情報の充実	広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	社会福祉協議会	継続
75	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地区社会福祉協議会（市内9地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。	社会福祉協議会	継続

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

主に関連する施策

【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で活動できるようにするため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを進めていくことが必要です。

施策番号 77
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 など

【施策の方向】

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるよう、全ての人にやさしいまちづくりを目指すため、バリアフリー及びユニバーサルデザインを推進します。

《主な取り組み》

①外出環境の整備

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
76	都市公園の環境整備	障がいのある人を含めた全ての利用者が、安全で快適に利用できる都市公園の環境整備を推進します。	都市計画課	継続
77	公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	公共施設マネジメント課 教育総務課	継続
78	民間建築物における福祉的配慮の推進	千葉県福祉のまちづくり条例*の対象となる公益的施設等の新設や改修を行う場合は、誰もが利用しやすい施設となるように配慮の協力をお願いするとともに、県が実施する施策に協力していきます。	建築宅地課	継続
79	交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機設置の要望等を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課	継続
80	路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	継続

②住宅バリアフリーの推進

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
81	住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすい住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	建築宅地課	継続
82	住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が自宅で快適に生活できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、自立および介助に適した環境の整備を支援します。	障害福祉課	継続

(3) 防犯・防災等対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、相談窓口の充実や情報提供のための講座の開催などが求められています。

主に関連する施策

施策番号 83
犯罪被害防止の普及 など

また、障がいのある人が災害時に安全かつ速やかに避難し、避難先においても安心して生活できるよう適切な環境を確保することが求められています。

施策番号 85
避難行動要支援者支援策の推進 など

【施策の方向】

障害のある人が安心して暮らすことができるよう、防犯体制の整備を進めます。また、本市の地域防災計画等と連携し、障がいのある人が災害時においても安全に避難できるよう体制の充実を図ります。

《主な取り組み》

① 防犯対策

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
83	犯罪被害防止の普及	防犯情報をホームページやメール等で発信するほか、障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、なるほど行政講座「防犯・交通安全講話」を実施します。	市民活動支援課	修正

② 災害・緊急時対応

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
84	防災知識の普及	障がいのある人及び支援者等の防災に関する知識の普及を図るため、市広報紙、防災講話等による啓発を行います。	危機管理課	継続
85	避難行動要支援者支援策の推進	避難行動要支援者名簿の整備・項目の加除を行い、避難支援等関係者と情報共有を図ります。また、要支援者の個別避難計画の策定を進めます。	危機管理課	継続

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
86	災害時応援協定の推進	災害発生に必要となる福祉用具の確保等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い支援体制の整備に努めます。	危機管理課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課	修正
87	福祉避難所の体制整備	障がいがあり、一般の避難所では生活が困難な人が安心して避難生活を送れるよう、指定福祉避難所の体制整備及び協定福祉避難所との連携を強化します。	危機管理課 社会福祉課 障害福祉課 高齢者福祉課	修正
88	緊急時の体制の整備	救急キット、ヘルプカード、ヘルプマーク、緊急通報装置の貸与やネット119の活用により緊急時の支援活動における救援活動が円滑・迅速に実施できるように、体制の整備に努めます。	障害福祉課 高齢者福祉課	修正

③消費生活相談の実施

番号	施策・事業	内容	所管課等	実施区分
89	消費生活相談等の実施	消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、ニーズに沿った消費者講座等を開催します。	産業振興課	継続

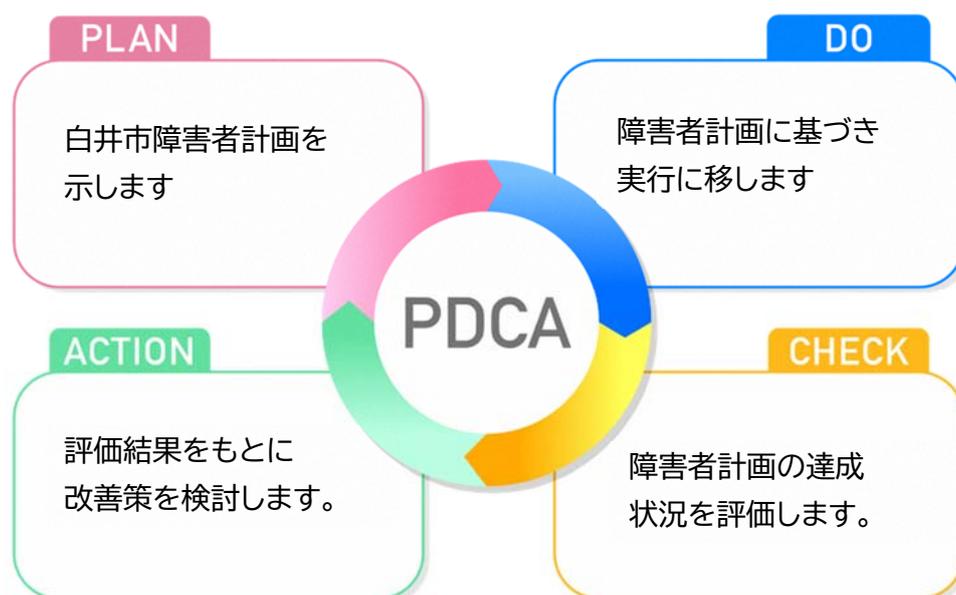
5章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理

(1) PDCAサイクルに基づく進行管理

計画の進行管理については、計画(Plan)を策定したあと、実行(Do)し、その成果を評価(Check)して、必要に応じて活動の見直し(Act)をすることが必要で、これをPDCAサイクルと言います。

本計画もこの考え方を基本とします。



(2) 計画の推進体制

① 計画の進捗状況の確認と評価

計画の進捗状況については、白井市地域自立支援協議会または白井市障害者計画等策定委員会において、毎年度、事業の進捗状況を報告し、確認・評価を受けることで計画を実施していく上での課題等を検討します。

また、評価結果を市のホームページに公表します。

② 推進体制の充実

本計画を推進するためには、庁内での連携の強化を図るとともに、障がいや障がい者施策、課題等について、庁内各課の理解等をより進めていくことが必要です。

また、障がい者が有する各種の課題のうち、障がい者施策だけでは解決できない問題も増えています。そのため、庁内関係各課と連携して、複合的な課題に対する体制の充実が必要です。

③ 関係機関との連携

本計画を実施するに当たっては、社会福祉協議会や関係団体、事業者などとも連携していく必要があります。

そのため、地域自立支援協議会の場などを活用しながら、関係機関との連携をより充実を図ります。

④ 障がい者の生活を支える専門人材の育成

障害福祉サービスを円滑に実施するため、専門の人材の確保は非常に大切ですが、障がい者関係をはじめとする福祉人材の確保が困難になっている例が多くなっています。そのため、関係機関と連携しつつ、福祉の人材確保を図ることが必要です。

資料編

資料編

1 用語の説明

【あ行】

- アクセシビリティチェックツール
 - ・JIS 規格に基づき、ウェブアクセシビリティ対応の取組を支援するために、総務省が開発し、提供するアクセシビリティ評価ツールです。
- インクルーシブ教育システム
 - ・障がいの有無に関わらず、すべての子どもが地域の学校で共に学び合う教育の考え方です。

【か行】

- 基幹相談支援センター
 - ・地域における相談支援の中核的な役割を担うもので、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び障がいのある人に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とするものです。本市では令和7年4月に保健福祉センターの1階に開設されました。
- 高次脳機能障がい
 - ・疾病や事故による記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障がいとして政令で定めるものです。
- 合理的配慮
 - ・障がいのある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることを言います。
- こどもまんなか社会
 - ・こども基本法に基づくこども大綱の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる社会のこと。

【さ行】

- 災害時応援協定
 - ・地震や台風等の大規模災害時に、自治体間で食料・資機材の供給、被災者支援、インフラ復旧などを相互に支援することを協定として結んだものです。

- 自発的活動支援補助金
 - ・障がい者の自発的な取組を支援するため、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対し、補助金を交付します。
- 自立支援医療制度（精神通院）
 - ・通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がい（てんかんを含む。）を有する人が、入院しないで行われる一定の医療に対して公費負担をする制度です。
- 白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針
 - ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項に基づき、白井市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定した計画です。
- 精神保健福祉士
 - ・精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーのことです。
- 成年後見制度
 - ・障がいなどで判断力が十分でない人の権利と財産を守る制度です。2種類あり、すでに能力が低下した人向けの「法定後見」と、今後の能力低下を見越して行う「任意後見」の2種類があります。
- 小児慢性特定疾病医療費
 - ・国が指定する慢性疾病を有する主に18歳未満の児童を対象として、医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

【た行】

- 地域自立支援協議会
 - ・障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、事業者などが、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、白井市が設置します。

●地域生活支援拠点

- ・障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築する拠点です。本市では、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の場、機会、専門的人材の確保・養成等の4つの機能を担っています。

●千葉県運営適正化委員会

- ・福祉サービスの苦情解決のため、千葉県が運営する委員会で、運営の適正化、運営監視、苦情解決のためのあっせんを行う機関です。

●千葉県福祉のまちづくり条例

- ・千葉県にて、平成8年度に高齢者、障がい者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び平等に参加することができる社会を構築するため、必要な事項をまとめたものです。

● DAISY

- ・視覚障がいや普通の印刷物を読むことが困難な人々のための電子書籍の国際標準規格として、50 カ国以上の会員団体で構成するデイジーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれている情報システムです。

●特定医療費(指定難病)

- ・国が指定した疾病の治療において、難病指定医の診断を受け、重症度分類などを満たした患者の医療費自己負担を軽減する制度です。

【な行】

【は行】

●千葉県発達障害者支援センターCAS

- ・千葉県が設置した施設で、発達障がいの人に対する支援体制の構築に向けて、関係機関との連携し、個別の相談対応、関係機関へのコンサルテーション、普及啓発研修等を行っています。

●ピアサポート

- ・障がいについて、同じような経験や立場を持つ仲間(Peer)同士が話を聞いたりして支え合う活動です。

●福祉避難所

- ・障がい者など、一般の避難所生活が困難な「災害時に配慮が必要な人」のために、バリアフリー対応やケア体制を整えた避難所で、多くは二次避難所になります。

●ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ

- ・障がいのある人もない人も、軽スポーツやレクリエーションを通して交流できるイベントです。

●ペアレント・プログラム

- ・発達の気になる子どもの保護者などが、日常生活での関わり方やコミュニケーションを学ぶことができるプログラムです。

【ま行】

【や行】

●ヤングケアラー

- ・子どもが家族の介護、幼いきょうだいの世話などを日常的に行うことで、自身の時間が制限され、やりたいことができなくなっている18歳未満の子どもを示します。

【ら行】

●ライフサポートファイル

- ・特別な支援を必要とする方々のサポートをするために作られたもので、成長の様子や、今まで受けてきた支援の内容をつづることができるもので、今までの経過がわかりやすくまとまったものです。

●療育施設

- ・障がいのある子どもが、発達の状態や特性に応じて支援を実施する施設の総称です。

【わ行】

2 白井市附属機関条例

平成24年12月28日
条例第24号
最終改正 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第3条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長を置かない附属機関にあっては、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の委嘱等)

第4条 委員は、市長(教育委員会の所管に属する附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。)が委嘱又は任命する。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

(専門委員等)

第5条 前条の委員のほか、附属機関に専門委員、臨時委員その他これらに準ずる委員(以下「専門委員等」という。)を置くことができる。

2 専門委員等は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員等は、その任務が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員(臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会の特例)

第8条 白井市情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、審査請求に係る事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(白井市情報公開条例(平成11年条例第2号)第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令

和4年条例第 19 号)第2条第1項に規定する実施機関をいい、白井市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第9号)第 46 条第1項の規定により諮問をした議会の議長を含む。次項において同じ。)に対し、審査請求のあった処分に係る情報(白井市情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。以下この項において同じ。)又は保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 60 条第1項に規定する保有個人情報及び白井市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、提示された情報の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問をした実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあった場合には、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要な調査をすることができる。

4 審査会の委員及び当該審査会の専門委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(白井市交通安全対策会議の特例)

第9条 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、白井市交通安全対策会議の会長は、市長をもって充てる。

(白井市都市計画審議会の特例)

第 10 条 第3条第1項の規定にかかわらず、白井市都市計画審議会(以下この条において「審議会」という。)の会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員等は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

8 第6条及び第7条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員(臨時委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「部会に属する委員及び臨時委員」と、同条第3項中「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、第7条中「附属機関」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

(白井市情報公開・個人情報保護審査会委員等の罰則)

第 12 条 第8条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

附則

略

別表(第2条関係)

行 機関	附 属 機 関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	略					
	白 井 市 障 害 者 計 画 等 策 定 委 員 会	障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第3項の規定に基づく白井市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第1項の規定に基づく白井市障害福祉計画の策定に関する事項について調査審議すること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 民生委員・児童委員 (3) 公共的団体等の代表者 (4) 障害者団体の代表者 (5) 市民	15 人 以内	策定 する まで
	略					

3 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿

任期:令和6年11月15日から令和8年3月31日まで

附属機関条例における 選出区分	氏名(敬称略)	所属・職名
障害者団体の代表者	吉武 律子	白井市手をつなぐ育成会
	高柳 照夫	白井市身体障害者友の会「にこにこ」
	平野 順子	白井市聴覚障害者協会
	黒澤 秀康	白井市視覚障害者白井あゆみの会
	田中 京子	しらゆりの会
	原田 宏子	いちごの会
学識経験者	合崎 京子	麗澤大学国際学部准教授
民生委員・児童委員	福岡 幸子	白井市民生委員児童委員連絡協議会
公共的団体等の代表者	松本 千代子	白井市社会福祉協議会
	入江 富士子	白井市ボランティア連絡協議会
	鈴木 一基	白井市地域自立支援協議会
	飯ヶ谷 徹平	白井市障害者支援センター指定管理者
市 民	大森 祥弘	(公 募)
	中込 徹	
	宮崎 拓馬	

4 白井市障害者計画等策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 白井市障害者計画及び障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、庁内の関係課の職員により必要な事項の調査及び検討を行うため、白井市障害者計画等策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本方針に関すること。
- (2) 計画の案に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認められるときは、別表に掲げる職員以外の職員に対し、出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。この要綱は、平成27年4月1日から施行する。この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

別 表(第3条関係)

白井市障害者計画策定検討委員会

課名
公共施設マネジメント課
危機管理課
市民活動支援課
社会福祉課
子育て支援課
保育課
健康課
都市計画課
教育支援課
生涯学習課

5 策定経過

年 月 日	事 項	内 容
令和6年 11月15日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出 ・白井市障害者計画の策定に係る方針について ・現行計画の進捗状況について ・基礎調査の実施方針案について
令和6年 12月23日～ 1月17日	「障害者計画の改定等に向けたアンケート調査」実施	
3月19日～ 7月23日	「計画策定及び見直しに向けた団体、事業所ヒアリング調査」実施	
令和7年 3月26日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査(アンケート調査)の結果について(速報) ・基礎調査(ヒアリング調査)の進捗状況について
令和7年 5月28日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画(障害者計画)の進行管理について ・基礎調査の結果について ・課題抽出と整理について
令和7年 8月8日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画の案について(第1章・第2章) ・施策体系(施策案)について(第3章)
令和7年 9月29日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」進行管理について ・「白井市障害者計画」素案について
令和7年 11月17日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「白井市障害者計画」素案について ・パブリック・コメントの実施等について
令和7年 12月5日～ 令和8年1月4日	パブリックコメントの実施	
令和8年 2月20日	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果報告 ・計画案の決定について

